

条第2号中「國」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第4号口中「國」の下に「、独立行政法人等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第19号議案

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条
及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 浜崎健一
同 馬場繁太郎
同 藤崎貞雄
同 平沢太郎
同 中島勇
同 渡辺修次
同 白石正輝
同 飯田豊彦
同 篠原守宏
同 野中栄治
同 大島芳江
同 金沢美矢子
同 針谷みきお
同 前野和男

足立区議会議長 鈴木進様

(提案理由)

足立区議会会議規則を左横書きに改める必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）及びこの規則（以下「会議規則等」という。）を左横書きに改める

ことについて必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第2条 会議規則等の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は会議規則等における配字と同様とする。

(用字等)

第3条 会議規則等中、漢数字（熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字及び数量を指示する意味を持つているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字を除く。）はアラビア数字に、号番号として用いられる漢数字は横かっこで用んだアラビア数字に改める。ただし、区議会議長が改めることが適当でないと認めたものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、会議規則等の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

付 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

議員提出第20号議案

小規模住宅用地にかかる都市計画税の
軽減措置の継続を求める意見書
右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 田中章雄
同 飯田豊彦
同 野中栄治
同 鈴木進
同 藤木二幸
同 渡辺修次
同 馬場繁太郎
同 白石正輝
同 藤崎貞雄

同 前野和男
同 村田晃一
足立区議会議長 鈴木進様

(提案理由)

東京都に対し、小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置の継続を求めるため、本案を提出する。

小規模住宅用地にかかる都市計画税の
軽減措置の継続を求める意見書

国会や政府においては、現在、景気回復にむけて様々な施策の検討がなされているが、戦後最悪の失業率、個人消費の落ち込みや企業の設備投資の低迷等、一向に景気回復の兆候は見えず、長引く不況は区民生活に深刻な影響を与えている。特に、経営基盤の脆弱な中小零細企業経営者は減収減益により、廃業のやむなきにいたる者も少なくなく、地域経済に暗い影を落としている。

このような状況の中、東京都が都財政の再建を優先させ、「小規模住宅用地にかかる都市計画税を2分の1とする軽減措置」を廃止するとしている。しかし、この措置は昭和63年度以来継続され、区部の70%の宅地が適用を受けており、すでに制度として定着しており、廃止された場合は、一般家庭や中小零細企業経営者に与える経済的負担はもちろん、心理的影響は極めて大きく、また景気に与える影響も強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担に配慮し、小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置を、平成15年度以降も引き続き継続されることを強く求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

東京都知事 あて

議員提出第21号議案

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の
減免措置の継続を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 飯田豊彦
同 田中章雄
同 野中栄治
同 鈴木進
同 藤木二幸
同 渡辺修次
同 馬場繁太郎
同 白石正輝
同 藤崎貞雄
同 前野和男
同 村田晃一

足立区議会議長 鈴木進様

(提案理由)

東京都に対し、小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求めるため、本案を提出する。

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の
減免措置の継続を求める意見書

景気回復の兆候が一向に見えない厳しい経済状況の下、経営基盤の脆弱な中小零細企業経営者は、事業の継続と生活の基礎を死守するため、多くの犠牲を払い、あらゆる経営努力を行っている。

このような中、中小零細企業を税制面から支援することを目的として、今年度の特例措置として実施された「小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置」は、極めて厳しい経営環境下にある中小零細企業経営者に、事業の継続や経営内容の健